

高等教育政策に関する
本協会の基本的考え方

教育未来創造会議における高等教育の検討にあたって（概要）

私立大学の振興を大学政策の中心に据える「高等教育政策の構造的な大転換（パラダイムシフト）」の実現

～私立大学は我が国の大学及び学部学生数の7割超を担う、我が国の人材養成の中核～

上記の基本的考え方を踏まえて

教育未来創造会議が示す3つの「論点」に関する本協会の意見

論点 1

「未来を支える人材を育む大学等の機能強化」

①教育と学術研究における「自主性」「独自性」「多様性」の尊重

- ・先行きが不透明な「未来」を切り拓く人材を絶え間なく育成していくためには、「知」の源泉となる教育と研究の「自主性」「独自性」「多様性」の尊重が重要

②地方私立大学への支援

- ・地域の貴重な高等教育機関として存在する地方私立大学を国が支援し、育成する発想の転換が必要

③デジタル技術を駆使した「ハイブリッド型」教育の推進

- ・遠隔授業による単位認定の上限緩和については、大学分科会で検討中の「特例措置」により激変緩和を図ることが適切

④学校法人のガバナンス改革

⑤その他：私立大学への寄附金の拡充策

論点 2

「新たな時代に対応する学びの支援」

①「個人補助」と「機関補助」の両輪による学生の経済的支援策

- ・学納金を低廉に留め、学生が卒業後に背負う経済的負担の軽減を図るための機関補助と、現行の個人補助の両輪による支援の拡充

②中間所得層の学生を対象とした「授業料減免制度」の復活

- ・低所得者層との学納金負担格差の解消のため、中間所得層の学生を対象とした私立大学等経常費補助金「授業料減免制度」の復活

論点 3

「学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備」

①短期的な教育プログラムの推進

- ・好事例の周知や財政支援を通じた、職業上の知識やスキルを磨く短期的なリカレント教育プログラムの普及

②企業等における社員の学び直しに向けた環境整備

- ・大学での学び直しによるスキルアップを人事考課に反映させることや、社員の学び直しを支援する雇用環境の整備

国および地方公共団体は、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない（教育基本法第8条）

上記の政策実現の土台

学部学生一人当たりの公財政支出の格差が約13.5倍にも及ぶ、不合理な国私間格差の早期是正

教育未来創造会議における高等教育の検討にあたって

令和 4 年 3 月 16 日

日本私立大学協会

■はじめに～私立大学を中心とする「高等教育政策の構造的転換」の実現～

私立大学は我が国の大学及び学部学生数の7割超を担い、我が国の人材養成の中核を担っている。その現実を直視すれば、私立大学の振興を大学政策の中心に据える「高等教育政策の構造的転換（パラダイムシフト）」の実現が強く求められる。民あつての国であり、民の活力を強くすることが、国家百年の計の基本である。

国立大学については、「世界最高水準の研究・教育を推進する役割」、「社会・経済的な観点での需要はないが存続が必要な学問分野」、「多額の予算を要する教育研究」など、国立でなければ難しい学術教育研究を担う機関へと集中し、大学院大学を目指すことが考えられる。

近年増多する公立大学については、私立大学等経常費補助金や国立大学法人運営費交付金が漸減する一方で、同じく国民の税金を源泉とする「地方交付税交付金」が充当されており、国立と並んで授業料が低く抑えられ、経営の苦しくなった私立の公営移管が進められており、民業圧迫になっている。その設置と財政支援の在り方についての検討が不可避と考える。

長期的な視点で考えれば、国による高等教育への効率的な教育投資を図る上で、民間で可能なことは民間、即ち私立大学に委ね、民業圧迫にならないように民力の活性化を後押しする方向性が選択されるべきと考える。

1. 「未来を支える人材を育む大学等の機能強化」についての論点

(1) 教育と学術研究における「自主性」「独自性」「多様性」の尊重

- 私立大学は、その特徴である「自主性」「独自性」「多様性」のもとで、これまでも経営やビジネス、看護や福祉、ファッションなどクールジャパンと賞されるコンテンツ分野等の新たな高等教育分野を切り開き、先端的な人材を養成してきた。先行きが不透明な「未来」を切り拓く人材を絶え間なく育成していくためには、「知」の源泉となる教育と学術研究の「自主性」「独自性」「多様性」が尊重されなければならない。
- 近年、懸念されている我が国の研究力の低下は、「選択と集中」あるいは短期的な「成果主義」が過度に求められたことも一因であると目される。
- ムーンショット型研究開発は常識を覆すアイデアから出現する事を踏まえると、現在の流行を追う過度な政策誘導が必ずしも有効とは言えず、目標にとらわれない多様性も考慮した研究開発制度を充実する必要がある。
- 大学の教育は優れた学術研究があつてこそ成立するもので、私立大学においても世界に伍する分野の研究を行っている大学が少なくない。国家的な大型装置や巨額資金を必要とする研究プロジェクトを担う国立大学のみならず、私立大学における学術研究の一層の充実もまた重要である。
- なお、重点分野が例示され、学部や修士・博士課程の再編・拡充が期待されている。しかし、これらの重点分野への再編は新たな教員や設備の拡充を要し、その成果が現れる頃にはニーズが減退し、人員が余剰になり、設備が無駄になる可能性がある。特に中小規模の私立大学においては、そのリスクが再編の足枷となりかねない。これらの重点分野へ再編・拡充する場合には、再編の障壁となり易い新規雇用専任教員の数を「一の大学に限る」から兼務を認めるのも一案であるが、国公立と私立さらには企業との壁を越えた兼務のあり

方について社会保障制度の設計も併せて検討されたい。

- 社会実装を目指す研究は、公知の事実となる学会発表や論文文化前に知的財産権を確保する必要がある事から論文文化が遅れる事もあり、研究の評価についても従来の英文論文の impact factor や citation index のみならず、社会実装の実績も評価対象にしてはどうか。

(2) 地方私立大学への支援

- 政府においては現在、「デジタル田園都市国家構想」の具体化が進められている。しかし、今後、地方の人口減少に拍車がかかり、さらに公立大学の新設や地方国立大学の定員増により地方私立大学の経営は一層厳しさを増すと思われるが、地方私立大学の多くは、ものづくり、ビジネス、看護、福祉等の分野をはじめとして、地域需要を踏まえた「地域人材」の育成に取り組んできた。これに加えて、地域の文化・芸術の継承、医療・福祉・防災・産業振興の拠点として、その地域の基盤的な社会資本の機能を担っている。
- このように地方立地の私立大学が、地方創生の拠点としての重要な役割を果たしていく存在であることに深く思いを致せば、地域人材を養成し、地域の発展に貢献している私立大学・学部等がその地域から次々と失われて良いわけがない。我が国の将来にわたる繁栄と、国と地方の均衡ある発展を図る地方創生の視点に立てば、地域の貴重な高等教育機関として存在する私立大学に対しては、むしろ国が支援し育成していく発想の転換が求められる。
- また、地域における産学連携教育やリカレント教育を推進するため、地方自治体に高等教育担当部署の設置を促進することも期待される。

(3) デジタル技術を駆使した「ハイブリッド型」教育の推進

- 遠隔授業による単位認定の上限についての規制緩和が検討されている。規制緩和により教育の自由度を高めるといふ基本的方向性には賛同するものの、この度の認定単位の上限規制の緩和にあたっては、既存の通信教育制度との関係性、単なる学生確保策に陥らないための遠隔授業の質保証の問題、地方私立大学経営への影響等の検討もなお必要と思われる。よって、現段階においては、中央教育審議会大学分科会で検討されているように、「特例措置」として、その必要性が認められる大学に対して規制緩和を行うことにより、その影響を検証しながら激変緩和を図ることが適切と考える。

(4) 学校法人のガバナンス改革

- すでに学校法人のガバナンスに関する有識者会議で意見表明し、全私学連合共通のガバナンス改革に関する基本的考え方もまとまって有識者会議に提出している事から、この点についての追加の意見表明はしない。

(5) その他：私立大学への寄附金の拡充策

- 良質な教育・研究のためには、私立大学の経営が盤石なものでなければいけない。そのためにも学校法人への寄附に対するハードルを低くする仕組みを要望したい。
- 寄附税制 1：法人の寄附に関して損金算入限度額は諸外国に比べて低く、その引上げと税額控除を可能にし、個人の寄付については、国税における税額控除の限度額拡充 (40→50%) および 居住地と学校法人所在地に関わりない全国一律の地方税控除をお願いする。
- 寄附税制 2：寄附税制は欧米にだいぶ近づいてきているが、まだ、寄附マインドが諸外国に比べると劣っている。寄附が簡単にでき、その税制上の控除を受けやすいように少額寄

付者の確定申告の負担を減らすためにも年末調整に寄附控除も加えて欲しい。

- 寄付税制3：文科省の令和3年3月31日付け通知「特定公益増進法人に対する寄付に係る証明書類等について」で「特定公益増進法人に対する寄付金のうち、出資に関する業務に充てることが明らかな寄付金を寄付金控除等の税制上の措置の対象から除外することとなった」とある。このことは、寄付金を基に大学発ベンチャーへ出資し社会実装を支援する妨げになりかねない。寄付金を大学ベンチャー育成の出資につかえるよう規制緩和を要望したい。

2. 「新たな時代に対応する学びの支援」についての論点

(1) 「個人補助」と「機関補助」の両輪による学生の経済的支援策の構築

- この度、「出世払い方式」が検討されている。授業料を含めた「学納金」に対する支援措置としては、日本学生支援機構の第1種奨学金の所得連動返還方式の活用や、自由民主党の「恒久的な教育財源確保に関する調査プロジェクトチーム」が検討されてきた「J-HECS」も選択肢の一つと考える。一方で、いずれも、貸与型奨学金であり、困窮学生が多額の借金を背負って社会人生活を開始させなければいけないことに変わりはなく、後払い「学納金」そのものを極力低廉に留めるために、自治体や企業による貸与型奨学金の返還支援の制度設計が合わせて必要であり、給付奨学金の充実も必要と考える。
- また、修学支援新制度に代表される学生への個人補助と同時に、授業料を含む学納金そのものの軽減に向けた私立大学に対する機関補助の拡充、例えば「中間所得層に対する授業料減免制度（後述）」の復活や私立大学等経常費補助金の増額により、学生が卒業後に背負う経済的負担を軽減することが求められる。個人補助の充実のみでは、かえって学納金の増額が懸念される。
- 私立大学で学ぶ学生に対する経済的支援策については、「機関補助」と「個人補助」の両輪のバランスのもとに講ぜられることが極めて重要と考える。

(2) 中間所得層の学生を対象とした私立大学等経常費補助金の「授業料減免制度」の復活

- 現在の「修学支援新制度」は、住民税非課税世帯を主とする低所得者層を対象として、令和2年度より導入されたが、それに伴って、私立大学等経常費補助金の「授業料等減免制度」が廃止の憂き目に遭うこととなった。これにより、現在、これまで同制度により支援されてきた給与所得者で841万円以下までの「中間所得層」の学生に対する授業料減免が失われ、私立大学で学ぶ低所得者層と中間所得層の学生の間で、授業料を含む学納金負担に著しい格差が生じている。中間所得層の学生を対象とした私立大学等経常費補助金の「授業料等減免制度」の復活等を強く望む。

3. 「学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備」についての論点

(1) 短期的な教育プログラムの推進

- 大学の今後の課題の一つにリカレント教育への対応がある。私立大学では、生涯学習社会に果たす大学の役割を考究し、実践の努力を払ってきたが、特にリカレント教育の主体である社会人の受け入れについては、修士や博士の学位に対して高いニーズのある大学院での受け入れが中心となっているのが現状である。4年毎に行う本協会の直近の調査*¹に拠れば、社会人が在籍する大学院は既に89.8%に達している。

- その一方で、職業上の知識やスキルのブラッシュアップ等を中核とする短期の教育プログラムである「リカレント教育的な公開講座」や「履修証明制度」を行う大学は、それぞれ31.0%と16.2%に留まっている。
- デジタル技術の革新等により、新たな知識や技術が日進月歩で生まれるとともに、人材の流動化が一層進む社会が到来するなかにあつては、短期的な教育プログラムによる「学び直し」の必要性も今後高まっていくと考えられる。よって、文部科学省の職業実践力育成プログラム（BPプログラム：Brush up Program for professional）等による好事例の更なる普及とその財政支援、社会人のための学び直し情報総合検索サイト「マナパス」による一層の周知等を通じた、短期的なリカレント教育プログラムの普及も必要と考える。
- また、この短期的な教育プログラムの主な受講者であるパートタイム学生については、現在、入学定員数及び収容定員数には積算されていない。パートタイム学生が履修証明制度や一定の単位数を履修する場合の取扱い等についての検討も必要と考える。

*1 平成28年度大学教務に関する実態調査, 日本私立大学協会, H30/3

（2）企業等における社員の学び直しに向けた環境整備

- 社会人の学び直しを促進するためには、企業等において大学での学び直しによるスキルアップを人事考課に反映させることや、社員の学び直しを支援する雇用環境を一層整えていくことが期待される。一方で、社員の学び直しにかかる企業等のコスト負担の軽減をはかるため、政府においては社員の学び直しを推進する企業等に対して、財政的支援等のインセンティブを付与することもリカレント教育の普及には不可欠と考える。
- なお、その際、地方活性化等を目指した横断的な労働市場の形成促進も重要な政策課題と承知している。

■おわりに

「教育は国家百年の大計」である。我が国の高等教育に対する政府の財政投資は、長らくOECD加盟国の中で最下層のままで推移し、高等教育のコスト負担は民間、特に家計負担に大きく依存したままとなっている。さらに国立大学と私立大学の間で未だ手つかずとなっている、学部学生一人当たりの公財政支出の格差が約13.5倍にも及ぶ不合理の早期是正が、私立大学における教育の充実をはかる上でも、国私間での学費格差を解消して学生の経済的負担を軽減する上でも極めて重要である。

平成18年に全面改定された教育基本法第8条にこうある。私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

以上